

# 役員報酬に関する規程

社会福祉法人 和

# 役員等に関する規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

この規定は、社会福祉法人和（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慰労金、弔慰金及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

### (定義)

第1条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

## 第2章 報 酬 等

### (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第2条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表1により支給する。

2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により支給する。

3 理事において、施設の職を兼務する者には、第1項は適用しない。  
ただし職員給与に加え役員等兼任手当を次のとおり支給する。

(1) 月額 10,000円（法人本部の事務を兼務しない者）

(2) 月額 20,000円（法人本部の業務と事務を兼務する者）

### (役員及び評議員の業務報酬等)

第3条 理事長が法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の業務に従事した時は、別表2により支給する。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の業務に従事したときは、別表2より支給する。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の業務に従事したときは、別表2より支給する。

### (監事の報酬等)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により支給する。

2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又は理事長の命を受けて法人及び事業所の業務に従事したときは、別表2により支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人及び事業所の業務の為出張する場合は、別表3により支給する。

2 旅費等は、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

### 第3章 慶 弔

(傷病見舞金)

第6条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表4に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第7条 役員等が火災、水害その他藤の災害を受けた時は、その災害に応じて別表4に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第8条 役員等が死亡したときは、別表5の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して成果及び弔電を供えることができる。

(親族への香華料)

第9条 役員等の親族が死亡したときは、別表6に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(改正)

第10条 本規程の改定は、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

附則

平成29年6月27日から施行する

別表 1

名 称	報 酬	交通費
理事会	日額 5,000円	中部県内一律500円
評議員会	日額 5,000円	

別表 2

名 称	報 酬	交通費
理事長	日額 10,000円	実費
理事及び評議員	日額 8,000円	
監事	日額 8,000円	

別表 3

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	1泊 12,000円	日当 8,000円	実費額 宿泊に指定がある 場合は実費額

別表4 見舞金

区分	支給基準額	備考
傷病見舞金	ア、私傷病見舞金 10,000円 イ、業務上の傷病による見舞金 30,000円	2週間程度の入院
災害見舞金	被害の程度により 10,000円～50,000円以内	

別表5 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000円	弔電・生花 就任期間や法人への貢献度により基準額を変更することができる。
その他役員等	50,000円	

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000円	弔電・生花 就任期間や法人への貢献度により基準額を変更することができる。
父母	10,000円	
配偶者の父母、義父母	10,000円	
子	30,000円	
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000円	